

平成31年度実施事業について（予定）

1 平成31年度予算について

平成31年度予算額合計 109,884千円
（平成30年度予算額合計 117,153千円）

（1）消費生活相談に関するもの 28,265千円（H30予算：28,093千円）
消費生活相談員の報酬・共済費等

（2）消費者教育に関するもの 1,214千円（H30予算：1,411千円）
「暮らしの情報いずみ」の制作、啓発リーフレットの作成等

（3）計量検査に関するもの 16,039千円（H30予算：18,245千円）
生活関連商品等価格調査、単位価格表示調査、法律に基づく表示調査（製品安全4法と家庭用品品質表示法に基づく立入検査）、特定計量器定期検査委託等

（4）消費者行政推進交付金を活用するもの 23,423千円（H30予算：27,239千円）

①高齢者実態調査で配布する啓発品の作成

②ちばし消費者応援団事業

市内で消費者教育に関する活動を行っている団体や消費者教育に興味を持つ個人に対し「暮らしの情報いずみ」送付や施設の貸出等の支援を実施

③医療機関・町内自治会との連携事業

「暮らしの情報いずみ」の配架・回覧

④消費者教育ポスター事業

消費生活に関するテーマについて小中学生を対象にポスターの募集及び優秀作品を活用した啓発品の作成・配布

⑤消費者教育モデル校事業【平成31年度 新規】

成年年齢の引き下げを踏まえた中学校・高校における消費者教育の推進（後述）

（5）その他 40,943千円（H30予算：60,410千円）
審議会、消費生活センターの管理運営など

2 消費者教育モデル校事業について

(1) 本市における若年層の現状

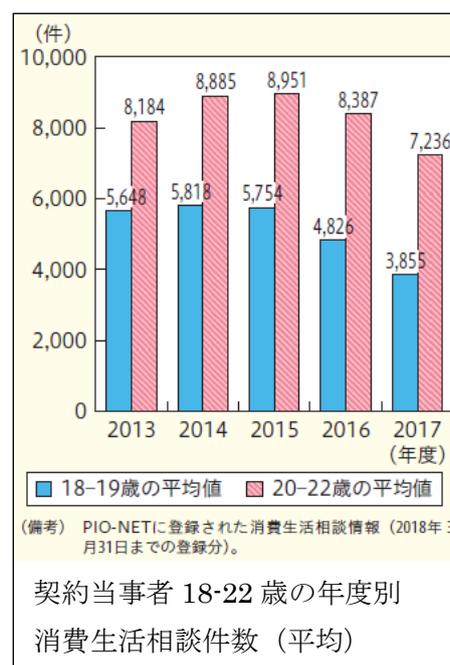
平成29年度の本市における消費生活相談件数6,790件中、10歳代以下が契約当事者である相談は103件（約1.52%）であり件数としては少ない。

消費生活センターでは年に1回消費者教育ワーキンググループを開催し教育委員会と意見交換を行っているほか、教員OBを消費者教育コーディネーターとして雇用し、消費者教育教材の検討、教員を対象とした講演、学校現場への派遣等の支援を行っている。

(2) 平成31年度以降の課題

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることにより、高校生については在学中に成年となり、個人が単独で契約行為を行えることとなる。

消費者白書のデータによれば、現在は20歳を境に消費生活相談件数が目立って増加するが、成年年齢が引き下げられれば、18歳になったばかりの成人の消費生活相談が増加することが想定される。



(3) 消費者教育モデル校事業

18歳以上の消費者トラブルの未然防止のためには、特に中学校・高校における消費者教育が重要となる。消費生活センターでは、平成31年度に市立中学校・高校から各1校をモデル校として選定し、消費者教育コーディネーター・消費生活相談員等の派遣による人的な支援及び1校あたり5万円を上限とする物的な支援を行う。

本事業は若年者の消費者トラブルの未然防止を最終的な目的とするものではあるが、目的を達成するためにモデル校となった学校と消費生活センターが連携することで、消費者教育に関する教員の指導力の向上をさせ、また、実施した授業案・教材を市立学校全体に対し情報提供を行うことで、学校現場における消費者教育の環境を整備し、底上げを行うことも意図している。

(4) 予算について

本事業については、予算額の3分の1について消費者行政強化交付金(国費)を活用する。